



島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 148 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

2

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、島根県知事から平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年11月28日

島根県監査委員 福 間 賢 造
同 大 屋 俊 弘
同 山 崎 悠 雄
同 谷 本 敏

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置等の内容について

- 1 包括外部監査の特定事件
商工労働部における補助金及び貸付金について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
次のとおり

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
報告書中 第3章 外部監査の結果及び意見の要約 第1 事務執行上の指摘事項及び意見	
I. 補助金	
○ 島根県観光連盟補助金 観光連盟と島根県商工労働部観光振興課について、観光連盟の定款に記載された事業内容と、観光振興課の平成18年度行政評価結果による実施事業とで、事業内容が重複しているものが多々ある。また、人員の面から見ても、実質的には観光振興課の観光宣伝グループ等も一体となって県の観光振興活動を行っている状況にあり、民間から選任された理事等が主体となった観光連盟独自の事業活動は、現在ほとんど行っていない。 このような事業状況によれば、観光連盟が県から独立して存在している意義は薄いといえ、県として観光連盟の役割を明確化して観光振興活動を行っていかねば、業務執行が不効率化するおそれがある。	【観光振興課】 観光連盟については、県や観光関連団体との役割分担を再点検し、連盟が担うべき役割を明確化した上で、自立した組織となるよう、事業及び組織人員及び財源を含めその在り方を検討中であり、今年度中に結果を出す予定である。
○ 広域観光商品開発支援事業費補助金 平成18年度の補助金交付先について、補助金要求時点の見積報告書の記載内容と収支計画書が、事業終了時点で提出された実績報告書とほぼ同じものであった。事業計画の収支と実績報告の収支が全く一致することは通常無いという前提のもと、本当に合致していたのであれば、両者が全く合致していることにおける	【観光振興課】 実績報告書の記載内容について精査をし、必要に応じて理由を記載することとする。

合理性についての記述があつてしかるべきである。	
<p>○ 観光トップブランド創出事業支援補助金</p> <p>補助対象団体の内1先について、費目別の実績報告がなかった。費目別の明細が分かる資料が合わせて保管されていないと、補助対象外経費が含まれていないか否かを判断できないため、費目別に把握できる資料も合わせて徴求し、保管すべきである。</p>	<p>【観光振興課】</p> <p>実績報告書の内容を確認のうえ、証拠書類の適正な管理に努める。</p>
<p>平成17年度の補助金支出分について、平成17年7月3日に交付決定した補助金支出のうち1件について、支出負担行為票の作成が遅れたため、県の出納局審査課から嚴重注意を受けている（11月7日に事後措置済み）。個々の担当者への徹底も必要であるが、全課的に、このような網羅性をチェックする統制システムを作つて対応することを考えることも必要である。</p>	<p>監査委員事務局定期監査においても指摘を受け各担当者へ注意喚起を促しているところであるが、事前確認を行うなど、更に徹底する。</p>
<p>○ 石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金</p> <p>実績報告書を査閲したところ、補助対象外経費と思われる費用が一部混入していた。</p> <p>これらの費用については、少なくとも対象として相応しいか否かの検討を行った証跡が残存して居るべきものである。チェック機能が形骸化していないか内部で再確認し、統制手続を徹底させるべきと考える。</p>	<p>【観光振興課】</p> <p>実績報告書の内容を精査し、相手方に聞き取りを行うことなどにより、適正化を図る。</p>
<p>○ 県民との協働による島根づくり事業補助金</p> <p>当課主管の平成18年度交付確定先から異なる2種類の収支計画書が提出されていた。複数の収支計画書が残存して管理されていることと、「正」となった変更後収支計算書に応募者の押印がなかったことが内部統制上問題となるだけでなく、県の指導後の補助金減額後の事業計画の実効性が相当程度失われたのではないかという疑念が生じるため、変更後の収入に応じた支出計画なりの事業内容に関する再検討の証跡が残存して居るべきである。</p>	<p>【観光振興課】</p> <p>当初の補助金決定から変更決定・確定までの事務処理が適正に行われていなかったことにより、事業の実効性が疑われかねないので、適正な事務処理を行うよう努める。</p>
<p>○ しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金</p> <p>「しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金交付要綱」第2条（補助金交付の目的等）には、「「選定実行プラン」に係る産品のブランド化に取り組む事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する」としか記載がなく、要綱における本補助金の交付目的が不明確となっている。</p>	<p>【しまねブランド推進課】</p> <p>当該補助金交付要綱は、事業終了に伴い平成19年度末をもって廃止した。</p> <p>今後要綱を定める場合は、補助金交付の目的を明確に記載する。</p>
<p>○ 財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金</p> <p>要綱記載の本補助金の交付目的について、「産業振興財団が行う国際経済事業の円滑な推進に資するこ</p>	<p>【しまねブランド推進課】</p> <p>要綱における本補助金の交付目的を改正し、「財団法人しまね産業振興財団が行う国際経済事業を支援するこ</p>

<p>と」を目的としており、文面だけ読むと「産業振興財団の運営を円滑に行えるようにすることを目的とする」とも読める。あくまで本補助金の目的は産業振興財団の運営円滑化を通じて県内企業の振興を図ることがその目的と考えるため、実情に合わせて改訂することが望ましい。</p>	<p>とにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。」とした。 (平成20年4月1日施行)</p>
<p>○ 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金</p> <p>本補助金の交付要綱では、本補助金の交付目的について「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの円滑適正なる運営と効率的な事業活動を推進することと記載しているが、同センターの適正なる運営等を推進すること自体を補助金交付の目的とすることは考えられず、この記載では同センターの適正なる運営等を推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。実際には、同センターの適正なる運営等を推進することにより、県内の商工業を振興することなどを目的として本補助金は設置されているとのことであり、その旨を交付要綱に明確に記載すべきである。</p>	<p>【しまねブランド推進課】</p> <p>要綱における本補助金の交付目的を改正し、「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。」とした。 (平成20年4月1日施行)</p>
<p>○ 境港貿易振興会事業費補助金</p> <p>本補助金の交付要綱では、本補助金の交付目的について「境港貿易振興会が行う境港の利用促進を図るための事業の円滑な推進に資する」と記載している。しかしながら、当該事業を円滑に推進すること自体を補助金交付の目的とすることは考えられず、この記載では当該事業を円滑に推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。このため、これについて交付要綱に明確に記載すべきである。</p>	<p>【しまねブランド推進課】</p> <p>要綱における本補助金の交付目的を改正し、「境港貿易振興会が行う境港利用促進の事業を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。」とした。 (平成20年4月1日施行)</p>
<p>○ 島根県知的財産活用啓発事業費補助金</p> <p>交付要綱記載の本補助金の目的に「…知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することを目的とする」とあるが、この記載では、知的財産活用に精通した人材を育成して、もって何を實現するのか、という視点が欠如している。また、本来は民間や高等教育機関が必要に応じて自主的に実施する必要がある性格の事業であると考えられるところ、「公益上の必要性」の観点からも問題となる可能性がある。</p> <p>知的財産活用に精通した人材を育成することがどのようにわが県の利益に繋がるのか、について要綱で明</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>「知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することにより、県内中小企業の企業間取引における競争力を強化し、もって県内産業の振興を實現しようとする」ものであるので、その旨を要綱に盛り込む改正を行った。 (平成20年6月18日施行)</p>

<p>確にするべきである。</p> <p>○ 休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金</p> <p>本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていない。</p> <hr/> <p>本来、休止した鉱山から出る坑廃水の処理は、鉱山を運営していた事業者ないし鉱業権を設定した国の責任で行うべきであり、県が坑廃水処理に必要な経費に対して補助を行うことについては疑問を感じるころである。</p> <p>○ ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金</p> <p>本補助金交付により達成しようとしている目的は整備した賃貸オフィスへの入居率向上にあるものと考えられるが、「当該賃貸オフィスに空室が生じた場合に、当該空室に入居者があれば得られるべき家賃の一部を事業者に補助する」という本補助金の内容とこの目的が整合していないといえ、要綱を見直す必要がある。</p> <p>○ 島根県企業立地促進助成金</p> <p>平成17年度分の補助金支出分について、平成17年2月16日に交付決定した補助金支出の支出負担行為票の作成が遅れたため、県の出納局審査課から嚴重注意を受けている（5月7日に事後措置済み）。これは、H17年度からH21年度までの期首に支出負担行為を実行する必要が生じたところ、これについて実際の交付要求が毎年提出されるものではないことから、担当課としては支出負担行為票の作成を失念しやすい状況にあることが原因と考えられる。個々の担当者の徹底も必要であるが、全課的に、このような網羅性をチェックする統制システムを作って対応する必要がある。</p> <hr/> <p>当補助金については、永続的な企業活動による当地の雇用促進等を目的としていることから、立地先が倒</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>以下のとおり要綱を改正した。</p> <p>要綱第2条（目的）</p> <p>（前略）知事が当該坑廃水処理に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、休廃止鉱山に係る鉱害及び危害を防止し、県民の健康保持、地域の環境保全を図ることを目的とする。</p> <p>（平成20年4月1日施行）</p> <hr/> <p>指摘のとおり、県としても、鉱業権の設定及び変更、廃止等の許可権限を有する国において、長期的視野に基づく鉱害防止対策に関する抜本的な施策を確立すべきであると考えている。また、鉱害防止事業が半永久的に継続することから、事業を実施している県には今後も永続的な財政負担が強いられることとなる。</p> <p>このため、休廃止鉱山の鉱害防止事業予算については、全額国庫負担により実施するとともに恒久的な安定した制度を確立するよう、関係する他の道県とともに国に対して毎年度要望しているところである。</p> <p>【産業振興課】</p> <p>当該要綱を廃止して新しく制定した要綱において、空室補助の目的を「事務所の供給を継続して行うため」と定め、整合を図った。</p> <p>（平成20年6月27日施行）</p> <p>【企業立地課】</p> <p>助成金の支払事務を確実にを行うため、企業立地促進助成金に関する管理表を作成し、事務処理の進捗管理を行う。</p> <hr/> <p>企業の立地計画の認定にあたっては、「島根県企業立地促進条例」第4条第1項の（2）において、「業績の</p>
---	---

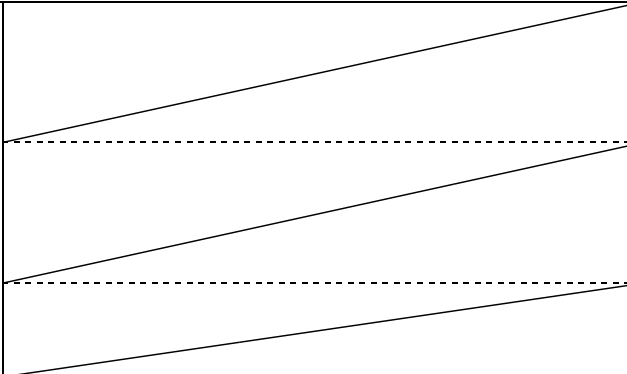
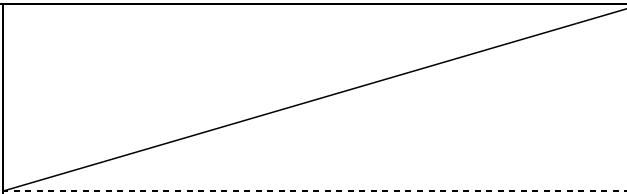
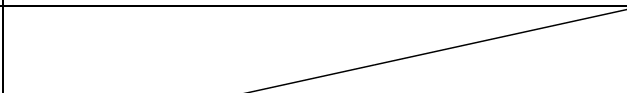
<p>産するのは勿論、撤退や縮小などの事態に陥ることなく、当初の条件どおりの事業継続を前提として行う性格のものであり、補助先の経営の健全性は重要となる。</p> <p>この点、財務状況に不安がある補助先について、認定に至った理由の記載が十分ではないと思われるものがあつた。財務状況に不安があることをもって直ちに補助対象から外すべきとはいえないが、このような補助先については、認定に至った理由について十分な記載がなされた調書が残されるべきである。</p>	<p>安定性、成長性、信用度等において、優良な企業体質を備えていると認められる企業が実施するものであること。」とされている。</p> <p>この規定に適合しているかどうかについては関係機関により構成される「立地計画認定委員会」において財務状況等について審査を実施しているところである。企業体質については、財務状況だけではなく、将来性等を踏まえ総合的に判断しているところであり、今後も認定理由については十分な記載をするよう努める。</p>
<p>当補助金については、当地の雇用促進が目的の一つであるため、助成の条件に、増加従業者数の規定を設けている。しかし、補助先のうち一件について、増加従業者数の内、一部が親会社からの出向（異動）であることが疑われるものがあつた。</p> <p>中には技術者等、当地で新規に調達することが難しいエキスパートも含まれているとのことであるが、このような実質的なグループ内での異動による増加を無条件に容認すると、増加従業員要件についての潜脱を生む可能性がある。</p> <p>少なくとも、このような「グループ内の異動による増加」と、「県民の新規雇用の純増加」とは区分して条件設定する必要があるものと考えられる。</p>	<p>出向者の取扱いについては、平成18年7月に基準を定めて運用している。</p> <p>この基準では、県内の雇用の場の拡大を図る観点から、グループ内の異動については、県内での異動を配置転換とみなし、増加従業員には含めず、県外からの異動は、当地の事業所との間に労働契約関係が存すると認められる場合は、増加従業員として認めている。</p>
<p>○ 島根県ソフト産業家賃等補助金</p> <p>本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていないため、至急対応を要する。</p> <p>なお担当者に質問した結果、補助目的については「情報通信費補助金」と同様であるとのことであつたが、そのように考えると、本補助金と「産業の高度化」「新産業の創出」との関連性も具体的に明示することを合わせて検討する必要がある。</p>	<p>【企業立地課】</p> <p>本補助金については、下記のとおり要綱に目的を追加した。</p> <p>「第3条 県は、ソフト産業の立地に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。」</p> <p>(平成20年4月1日施行)</p>
<p>○ 情報通信費補助金</p> <p>本補助金の目的として「本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与すること」とあるが、本補助金による専用回線補助事業や経費補助事業に対して補助金を出すことと「産業の高度化」「新産業の創出」との関連性が不明確である。</p> <p>専用回線や通常通信経費を補助することによりどのように産業の高度化を図り、またどのように新産業を創出することを目的としているのかについて要綱等により具体的に説明しなければ、特定業種、特定企業への狙い撃ちの補助金であるかのような誤解を生み「公</p>	<p>【企業立地課】</p> <p>情報通信費補助金については、平成18年3月末で募集を終了しているため、要綱の改正は考えていない。</p> <p>通信費の補助については、平成17年度から「特定通信費補助金」を新たに設けており、その要綱の中で目的を明確にした。</p>

<p>益上の必要性」の観点から問題が生じる可能性がある。</p>	
<p>○ 特定通信費補助金</p> <p>上記「情報通信費補助金」で指摘した内容と同様に、本補助金と「産業の高度化」「新産業の創出」との関連性がやや不明であるため、本補助金の目的をさらに具体化する必要がある。</p>	<p>【企業立地課】</p> <p>補助金の目的として、「高速通信専用回線や情報通信システムの導入を支援する措置を講ずることにより、研究開発型企業やソフト産業等の立地を促進し、本県の産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的」とするという条文に改正した。</p> <p>(平成20年4月1日施行)</p>
<p>○ 益田拠点工業団地造成事業費補助金</p> <p>平成17年度包括外部監査において詳細に指摘済みであり、重複監査防止の視点から詳細な検証は行っていない。</p>	
<p>○ 拠点工業団地立地促進補助金</p> <p>要綱に「企業の立地を促進することが目的」と記載されている。企業立地促進助成金と同様、『企業の立地を促進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的としている』などに変更する方が適切と考える。</p>	<p>【企業立地課】</p> <p>「目的」については、企業立地促進助成金と同様に、「企業の立地を促進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的として、立地企業等に対し補助金を交付するものとする。」に変更する。</p> <p>(今年度中に改正する予定。)</p>
<p>○ 島根県商業活性化重点的支援事業費補助金</p> <p>当補助金は、市町村を申請窓口として、市町村で支給を決定した先について県が同額支給するものであるが、市町村の取組意欲の濃淡等により、申請実績のある市町村に偏りが生じ、一部の市町村は、過去5年間全く支給実績がない状況にある。</p> <p>各市町村の取組に合わせて県が補助金を負担するものである以上、市町村の取組意欲の濃淡等に県の補助金の支給の有無が左右されるのは、「(県内全域の)地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与する」という本補助金の目的と照らし好ましくないものと思われる。</p>	<p>【中小企業課】 (平成20年度に「経営支援課」を「中小企業課」に組織改正)</p> <p>今後とも制度説明会等を通じて制度の周知徹底を図るとともに、各市町村等と連携してニーズ把握を行い必要に応じて制度の改善等を検討する。</p>
<p>○ 島根県商工団体活動推進事業費補助金</p> <p>当補助金の想定していた目的の主要部分が対象から外れ、補助金交付額や件数も激減している現在の状況に鑑みれば、本補助金は個別補助対象事業として存在する意義に乏しいものと考えられ、事務執行上の効率性からも他の補助金に組み込む等の措置がとれないか検討する必要がある。</p>	<p>【中小企業課】</p> <p>当該補助金を設けた経緯、内容を精査の上、例えば、経営指導員の人件費等や各種事業費を補助している「島根県小規模事業経営支援事業費補助金」に組み込むことを検討する。</p>
<p>Ⅱ. 貸付金</p>	
<p>○ 伝統工芸雇用就業資金貸付金</p>	<p>【しまねブランド推進課】</p>

<p>本貸付金は、雇用就業者の継続雇用等を停止条件として、貸付金の弁済を免除する規定になっている。従って雇用を継続していく限りにおいてこの制度は実質的には「補助金」の性格を有していることになるが、免除の規定について一部規定上不明確な部分がある。</p>	<p>「伝統工芸雇用就業資金運用について」を定め（平成20年6月30日施行）、雇用就業資金の返還の債務を免除する場合の規定を明確にした。</p>
<p>退職者について返還を免除する特例の規定の中に「認定事業主の責によらない事由により退職した場合」という項目があるが、具体的にどのような理由による退職であれば「認定事業主の責によらない事由」と言えるのか、その基準が明確でない。</p> <p>またその該当性を判断するためには、退職者から退職理由などの情報を入手する必要があるところ、退職理由まで詳細に把握することは現在では県として行っていない状況にあるため、事業委託先の物産協会が行う債務免除の有無、免除額の確定の際には県が独自に調査をするか、少なくとも島根県物産協会に対して調査状況を確認する等の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>「伝統工芸雇用就業資金運用について」（平成20年6月30日施行）の中で「認定事業主の責によらない事由により退職した場合」の具体例を掲載し、基準を明確化した。</p> <p>今後は雇用就業者の具体的な退職理由について県物産協会又は認定事業主から聞き取り等を行い、記録に残す。</p>
<p>○ 中小企業制度融資貸付金</p> <p>県は貸付の原資を金融機関に預託する一方で、再生支援資金（平成18年度までは企業再建資金）を除き、制度上、中小企業者に対する融資の可否の認定に関与しない。これに対し、リスク面では償還不能リスクの一部を負っている状況にある。県としては、現状設定されている一連のチェック体制を通じ、償還不能となるリスクの高い先への融資認定が行われると最終的に県が損失を被るという意識で保証協会を指導監督することが望まれる。</p> <p>なお、毎年度、多数行われる融資につき、県によって行うことができる指導監督には限界があることを鑑みれば、例えば、保証協会の代位弁済額についての県の損失補償割合を一定の割合に限定することなども検討すべきと考える。</p>	<p>【中小企業課】</p> <p>ご指摘のとおり、中小企業制度融資貸付金の取組については、将来償還不能となるリスクの高い先への融資認定が行われると最終的に県が損失を被るという意識で、引き続き保証協会を指導監督していく。また、保証協会の代位弁済額にかかる県の損失補償割合については、見直しを行い、平成20年度から、一部の資金メニューでは、県負担を一定の割合（1/4、1/2）に限定することとした。</p>
<p>○ 企業立地関係資金貸付金</p> <p>県の融資同意可否の審査資料が、決算書上経営状態が安定しており償還に問題がないと思われる貸付先と、債務超過など経営状態が不安定であり償還に不安があると思われる貸付先とでほとんど変わりがなく、償還に不安があると思われる貸付先への融資に同意した根拠が不明確であった。経営状態が不安定であると思われる貸付先について、いかなる理由で同意するに至ったのか、その判断の過程を明確に記録として残しておくべきである。</p>	<p>【中小企業課】</p> <p>融資にあたり、チェックリストに返済能力などが分かる項目（将来展望、事業計画の妥当性、返済能力の検討等）を追加し、融資可否判断の根拠を明確化した。</p>

<p>○ 環境資金貸付金</p> <p>環境資金貸付金の融資実績は、平成14年度にダイオキシン対策のため10件の融資があったが、その後は年に0～1件にとどまっている。環境への負荷の低減のため施設の整備等を行うか否かは、利用者である企業の意識によるところが大きく、県が企業に意識向上を促したところで直ちに施設整備等が進むとは思われないが、県としては、本融資制度を今以上に周知し、利用促進を図ることが望まれる。</p>	<p>【中小企業課】</p> <p>平成19年度は、関係機関へのPRチラシの配布などを行い利用促進に努めた結果、5件の利用実績を得ることができた。今後も引き続き、本融資制度の周知に努め、利用促進を図っていく。</p>
<p>○ 中小企業高度化資金貸付金</p> <p>県は、中小企業高度化資金貸付金について、平成15年度に中小企業高度化資金債権管理マニュアルを制定しているが、マニュアル上は、ほぼキャッシュフローを基にした基準のみから債権を管理している。この基準によった場合、債務者の状況に応じた適切な債権管理が行えないおそれがある。担当者においては、上記マニュアルの基準に加えて借主の個別の状況に応じた管理を行っているとのことであるが、そうであればそのような対応状況をマニュアルに反映すべきである。</p>	<p>【中小企業課】</p> <p>ご指摘のとおり、現在行っている対応を中小企業高度化資金債権管理マニュアルに明記することとし、キャッシュフロー以外の主な経営指標（売上高対営業利益率、総資本回転率、流動比率、固定長期適合率、自己資本比率等）を算出しこれらを含めて債権分類を行い、管理していく。</p>
<p>○ 設備資金貸付事業・設備貸与事業に係る貸付金</p> <p>産業振興財団内部の債権管理の書類を閲覧したところ、書類の様式の点で、債務者区分を前提とした債権分類という事務運用が不十分との印象を受けるところがあった。その根底には、現在の運用となってから年月が経過しておらず、未だ債権分類の基礎に債務者区分があるとの意識が完全に浸透していないことがあるのではないかとと思われる。債権分類は債務者区分を前提に担保や保証を考慮したもので、たとえ担保権の実行や保証人に対する請求により将来的に回収が見込まれるとしても、十分に債務者区分を意識した上で債権分類を行い管理する必要がある、現在の運用を徹底されたい。</p> <p>債務者区分の局面において、親子会社や兄弟会社など、保証関係により一体として管理すべき集団についての名寄せが行われていない。このため、これら一体として管理すべき集団（企業グループ）としての名寄せを行った上で、同一企業グループに属するすべての貸付先の債務者区分を判断する必要がある。</p> <p>現在、原則として貸付先が提出した決算書の金額を修正せず債務者区分決定の判断材料としている。決算書の金額から、減価償却不足額、貸付先の滞留債権額、役員への貸付金などの修正を行わなければ、貸付</p>	<p>【しまね産業振興財団】</p> <p>平成18年度以前も債務者区分は行っていたが、資産査定票は契約債権毎に作成する様式であり、債務者の区分ごとの一覧性にかけていたため、平成19年度資産査定より、様式を変更し、債務者毎に債権を名寄せして作成することで「債務者区分を前提とした債権分類」の徹底を図っている。</p> <p>財団が債権を有する債務者の範囲で名寄せし、債務者区分を実施している。</p> <p>平成19年度資産査定より、減価償却不足額、不良性資産、役員の貸借などを純資産額より加減することにより、企業の正確な財務状況把握に努めている。</p>

<p>先の真の財務状態を判断することができず、これらの修正を行った後の実質自己資本で判断すべきである。</p>	
<p>平成18年度に実行された設備資金貸与及び設備貸与（国補事業、県単独事業）の個別案件のファイルを確認したところ、設備貸与審査委員会または内部検討会の議事録の写しが綴られていないものがあった。設備貸与審査委員会及び内部検討会の議事録は、保管期間の関係で貸与期間中に廃棄されてしまうこともあり、個別案件ファイルに綴っておかなければ、将来、当該案件について問題が発生しても審査の経緯を確認できなくなるため、当該処理を徹底されたい。</p>	<p>個別ファイルを点検のうえ、議事録等の添付は対応した。 今後も徹底を図りたい。</p>
<p>内部検討会において、否定的な意見が出されたものの、最終的に貸与が実行された案件について、個別案件のファイルに綴られている記録上、いかなる経緯で最終的に貸与可と判断したのかが明らかでないものが見受けられた。これについて、パソコンのデータ上は、最終的に貸与可と判断した調査の経緯が残されているとのことだが、個別案件ファイルの記録上も、いかなる経緯で貸与可と判断したのかがわかるようにしておくことが望ましい。</p>	<p>個別ファイルを点検のうえ、議事録・経緯書類等の添付は対応した。 今後も徹底を図りたい。</p>

<p>第2 効果の測定とフィードバックについて</p>	
<p>1. 商工政策課</p>	
<p>○ 島根県学会等開催支援事業費補助金</p> <p>① 学会等の誘致により本県の産業振興を図るとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として種々の経済効果を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 種々の経済効果を試算することにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>	
<p>2. 観光振興課</p>	
<p>○ 島根県観光連盟補助金（台湾人観光客誘致促進事業補助金を含む）</p> <p>① 本県の観光事業の振興を図るとの目的が特定されている。</p> <p>② 「観光連盟」を軸とした効果測定に関する尺度の設定はなされていない。</p>	 <p>観光連盟の事業については、県との共同事業及び委託事業のウエートが大きく、現在、事業及び組織人員、財源を含めその在り方を検討中であり、その結果を踏まえて設定する。</p>
<p>○ 広域観光商品開発支援事業費補助金</p> <p>① 地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を</p>	

<p>促すとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。</p>	<p>事業内容に応じ、旅行雑誌等への記事掲載数、観光誘客につながる講座への参加者数等、測定可能な数値目標を設定する。</p>
<p>○ 観光トップブランド創出事業支援補助金</p> <p>① 全国的な知名度と競争力を有する観光地（観光トップブランド）を創出するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として観光入込客数を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。ただし、これに加えて金額ベースでの効果の測定も検討されたい。</p>	<p>「観光入り込み延べ数」に加えて、「観光消費額」の目標数値を設定した。</p>
<p>○ 石見銀山遺跡来訪者受入体制整備等支援補助金</p> <p>① 石見銀山遺跡を活用した観光振興の促進との目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。石見銀山の観光振興には、県だけでなく、大田市、国、民間などのあらゆるコスト・活動が絡んでおり、本補助金交付の効果を直接的に測定するのが困難であるため。</p>	
<p>○ 県民との協働による島根づくり事業補助金</p> <p>① 提案者が持っている発想力・企画力を活かした事業実施を助け、また、これによる県内への波及効果により地域活性化及び地域の自立に資するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。</p>	<p>平成19年度においては、当課が担当した事業について、目的達成度の尺度としてボランティア登録数を設定の上交付し、事業実施後に確認した。</p>
<p>3. しまねブランド推進課</p>	
<p>○ しまね県産品ブランド化実行プラン支援補助金</p> <p>① 県産品について競争上有利な地位を築き、生産・製造者の利益向上をもたらす、産業振興や地域活性化につなげていくとの目的が特定されている。ただし、交付要綱に当該目的の記載がない。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として重点品目別の販売額を採用しており、上記目的に照らして一応合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果がおおむね合理</p>	<p>当該補助金交付要綱は、事業終了に伴い平成19年度末をもって廃止した。</p> <p>今後要綱を定める場合は、補助金交付の目的を明確に記載する。</p>

的に測定されている。	
<p>○ 財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 目標設定・達成度管理とも補助金の交付先である産業振興財団で行っている。</p>	
<p>○ 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金</p> <p>① 日本貿易振興機構松江貿易情報センターの適正なる運営等を推進することを目的としているが、同センターの適正なる運営等を推進することにより、いかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。</p>	<p>要綱における本補助金の交付目的を改正し、「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。」とした。</p> <p>(平成20年4月1日施行)</p> <p>今後、貿易実績企業数の推移等この目的に対する有効な効果判定方法等を検討する。</p>
<p>○ 境港貿易振興会事業費補助金</p> <p>① 境港貿易振興会が行う境港の利用促進を図るための事業の円滑な推進に資することを目的としているが、当該事業を円滑に推進することによりいかなる公益上の目的を達成しようとしているのかが明らかでない。</p>	<p>要綱における本補助金の交付目的を改正し、「境港貿易振興会が行う境港利用促進の事業を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。」とした。</p> <p>(平成20年4月1日施行)</p> <p>今後、貿易実績企業数の推移等この目的に対する有効な効果判定方法等を検討する。</p>
<p>○ 県民との協働による島根づくり事業補助金</p> <p>① 提案者が持っている発想力・企画力を活かした事業実施を助け、また、これによる県内への波及効果により地域活性化及び地域の自立に資するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度の設定がなされていない。</p>	<p>今後この補助金を活用する場合は、本報告書で示された効果測定方法（産業連関表を用いた経済波及効果の測定）を参考に、目標達成度の効果測定を検討する。</p>
<p>○ 伝統工芸雇用就業資金貸付金（補助金としての性格を有するため効果測定の検証を行った）</p> <p>① 伝統工芸の後継者の確保及び育成促進という目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として雇用就業者の就業状況（継続雇用率）を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 継続的に就業状況を把握し、貸付による効果を検証している。ただし、これに加えて離職者に対して拠出された金額を把握した上での検証等も検討されたい。</p>	<p>離職者があった場合には、離職理由や離職に至った背景を調査し、認定事業主等の関係機関と、離職率を減らす有効な対策を検討する。</p>
4. 産業振興課	
○ 島根県知的財産活用啓発事業費補助金	

<p>① 知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することを目的としているが、これにより何を実現しようとしているのかが明らかでない。</p>	<p>「知的財産についての理解を深め、その活用に精通した人材を育成することにより、県内中小企業の企業間取引における競争力を強化し、もって県内産業の振興を実現しようとする」旨を要綱に盛り込む改正を行った。</p> <p>(平成20年6月18日施行)</p> <p>これから導き出される効果測定に係る指標は、「知的財産セミナーを受講したことにより企業間取引を有利に導くことができた事案数」等が考えられるところであるが、測定に困難が伴うことから、間接的な指標である「セミナー受講者数の累計」を用いることにした。</p>
<p>○ 財団法人しまね産業振興財団管理費補助金</p> <p>目標設定・達成度管理とも補助金の交付先である産業振興財団で行っている。</p>	
<p>○ しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金</p> <p>目標設定・達成度管理とも補助金の交付先である産業振興財団で行っている。</p>	
<p>○ 休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金</p> <p>そもそも本件について県が坑廃水処理に必要な経費に対して補助を行うこと自体に疑問を感じるところであり、効果測定の検証を行う意義は認められない。</p>	<p>休廃止鉱山の鉱害防止事業については、全額国庫負担により実施するとともに恒久的な安定した制度を確立するよう、関係する他の道県とともに国へ毎年度要望しているところである。</p> <p>ただし、現時点では県が補助せざるを得ない状況にあり、このため、目的の達成度としては、これまでどおり「鉱害の度合い」により捉えていくことにする。</p>
<p>○ ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金</p> <p>① 企業等のソフトビジネスパーク島根への集積を促進し、もって県内産業の高度化を図ることを目的としているが、本補助金と目的との間に直接的な関係が認められない。</p>	<p>新しく制定した要綱では、補助金の目的を「事務所の供給を継続して行うため」と定めたところである。</p> <p>このため、目的達成度の測定は、「事務所の供給が安定的に図られているかどうか」で捉えることにする。</p>
<p>○ 島根県食品の安全性等検証試験補助金</p> <p>① 高付加価値食品を扱う企業等の健全な発展及び食品産業の形成を図るとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として安全性等検証を受けた高付加価値食品の売上高を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 平成16年度に新設されたばかりの補助金であるため、効果測定の指標となるべき実績自体が蓄積されていない。</p>	<p>交付企業に提出を義務づけている、対象商品の毎年度販売実績情報について整理・蓄積を行っていき、費用対効果の分析も行いながら、よりよい指標を模索していく。</p>
<p>○ 資源循環型技術開発事業費補助金</p> <p>① 産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化</p>	

<p>を図るとの目的が特定されている。</p> <p>② 平成17年度に新設されたばかりの補助金であり、補助金交付の対象となった技術又は製品の研究開発の成否、当該研究開発の成功によりどれだけ産業廃棄物の発生抑制等の効果をもたらしたかなどを検証するための尺度を検討中である。</p>	<p>研究開発助成金を受けた企業に対して、廃棄物の削減量等の把握を平成20年度に実施する。</p>
<p>5. 企業立地課</p>	
<p>○ 島根県企業立地促進助成金</p> <p>① 企業の立地を促進し、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、広く定住の促進に寄与するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として雇用創出効果を含む経済波及効果等を採用しており、上記目的に照らして合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 経済波及効果等を算定することにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>	
<p>○ 島根県ソフト産業家賃等補助金</p> <p>① 本補助金の設置目的が要綱等により明らかにされていない。</p>	<p>本補助金については、下記のとおり要綱に目的を追加した。</p> <p>「第3条 県は、ソフト産業の立地に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。」</p> <p>(平成20年4月1日施行)</p> <p>また、ソフト産業の新規誘致による経済波及効果について、産業連関表、税収見込等に基づき効果測定を行う。</p>
<p>○ 情報通信費補助金</p> <p>① 本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与することを目的としているが、専用回線補助事業や経費補助事業に対して補助金を出すことと産業の高度化及び新産業の創出との関連性が不明確である。</p>	<p>情報通信費補助金については、平成18年3月末で募集を終了しているため、要綱の改正は考えていない。</p> <p>効果測定については、当補助金は、研究開発型企業及びソフト産業の立地を促進することを目的としており、その経済波及効果は、産業連関表、税収見込等に基づき測定を行う。</p>
<p>○ 特定通信費補助金</p> <p>① 本県産業の高度化及び新産業の創出を図り、もって定住の促進に寄与することを目的としているが、専用回線補助事業や経費補助事業に対して補助金を出すことと産業の高度化及び新産業の創出との関連性が不明確である。</p>	<p>補助金の目的として、「高速通信専用回線や情報通信システムの導入を支援する措置を講ずることにより、研究開発型企業やソフト産業等の立地を促進し、本県の産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的」とするという条文に改正した。</p> <p>(平成20年4月1日施行)</p>

	また、特定通信費補助金は、研究開発型企業及びソフト産業の立地を促進することを目的としており、その経済波及効果については、産業連関表、税収見込等に基づき効果測定を行う。
○ 益田拠点工業団地造成事業費補助金 平成17年度包括外部監査で詳細に指摘済みであり、重複監査防止の視点から、詳細な検証は行っていない。	
○ 拠点工業団地立地促進補助金 ① 拠点工業団地への企業の立地促進を目的としているが、企業立地促進助成金と同様、立地促進による産業の高度化や雇用機会の増大等を目的とすることが適切と考える。	「目的」については、企業立地促進助成金と同様に、「企業の立地を促進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的として、立地企業等に対し補助金を交付するものとする。」に変更する。 (今年度中に改正する予定。) 目的達成度の測定については、島根県企業立地促進助成金と同じ尺度（雇用創出効果を含む経済波及効果等）を用いて行うこととする。
○ 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 本補助金は全額国費によるものであり、県として効果を測定すべきものではない。	
6. 経営支援課（平成20年度に「経営支援課」を「中小企業課」に組織改正）	
○ 中小企業制度融資特別資金（同和対策資金利子補給金） 貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。	
○ 信用保証協会保証料補給金 貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。	
○ 島根県商業活性化重点的支援事業費補助金 ① 地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与するとの目的が特定されている。 ② 目的達成度を測定する尺度として空店舗率を採用しているが、上記地域商業の活性化と中小商業の振興に寄与するとの目的に照らせば、単に空店舗が減少すれば良いという性格のものでないとする。	関連の個店等の売上高を把握する等、事業実施効果の客観的把握方法を検討する。
○ 県民との協働による島根づくり事業補助金 ① 特定非営利活動法人、事業者その他の民間の団体が、県民いきいき活動及び県行政における協働を推進し、地域活性化及び地域の自立に資するとの目的が特定されている。	

<p>② 平成18年度は商店街の活性化を目的としたフェスティバルのために本補助金が交付された。このため、目的達成度を測定する尺度として入込客数を採用しており、上記目的に照らせば、一応合理的な尺度と考えられる。ただし、これに加えて金額ベースでの尺度の設定も検討されたい。</p>	<p>商店街全体の売上の把握等、事業効果の評価方法を検討する。</p>
<p>③ 入込客数は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。</p>	<p>商店街全体の売上の把握等、事業効果の評価方法を検討する。</p>
<p>○ 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金</p>	
<p>① 小規模企業者等の創意ある向上発展を促進し、もって地域の振興と活性化に寄与するとの目的が特定されている。</p>	<p>「経営改善アドバイザー派遣事業実施に関するアンケート調査結果」を活用する等評価方法を検討する。</p>
<p>② 目的達成度を測定する尺度として各地域中小企業支援センターへの相談件数を採用している。しかしながら、本補助金は、そのほとんどが「経営改善アドバイザー派遣事業」に費やされているところ、上記相談件数は「経営改善アドバイザー派遣事業」についての効果測定の尺度として適当でない。</p>	<p>「経営改善アドバイザー派遣事業実施に関するアンケート調査結果」を活用する等評価方法を検討する。</p>
<p>○ 島根県商店街振興組合指導事業費補助金</p>	
<p>① 商店街振興組合等の設立・運営等に関する指導、商店街活性化のための各種研修及び調査事業等の経費を補助することにより、地域経済の健全な発展に寄与するとの目的が特定されている。</p>	<p>短期的には尺度として開催回数、参加者数を採用せざるを得ないと考えているが、中長期的な効果を測定する尺度として組合の組織率等による検証を検討する。</p>
<p>② 目的達成度を測定する尺度として開催回数・参加者数を採用している。しかしながら、この尺度だけでどれだけ「地域経済の健全な発展に寄与」したかを捕捉するのは困難と思われる。</p>	<p>短期的には尺度として開催回数、参加者数を採用せざるを得ないと考えているが、中長期的な効果を測定する尺度として組合の組織率等による検証を検討する。</p>
<p>○ 島根県商工団体活動推進事業費補助金</p>	
<p>本補助金の対象事業、交付額及び件数に鑑みれば、独立の補助金として存続させる実効性に乏しいと考えられ、効果測定の検証は行わない。</p>	
<p>○ 小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金</p>	
<p>① 小規模事業者等の振興と安定に寄与するとの目的が特定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として商工会・商工会議所における相談対応件数を採用している。本補助金が、県内商工会議所・商工会等の間接費を対象とする補助金であり、効果を金額ベースで把握することは困難であることからすれば、一応合理的な尺度と考えられる。</p>	
<p>③ 相談対応件数は把握しているが、これをもとにし</p>	<p>商工会議所・商工会の管内1中小企業当たり相談件数</p>

<p>た効果測定がなされているとはいえない。</p>	<p>の推移を観察する等事業効果の評価方法を検討する。</p>
<p>○ 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金</p> <p>① 中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するとの目的が特定されている。</p> <p>② 目的達成度を測定する尺度として島根県中小企業団体中央会における各中小企業団体からの相談対応件数を採用している。本補助金が、活動のための人件費等の間接費を対象とする補助金であり、効果を金額ベースで把握することは困難であることからすれば、一応合理的な尺度と考えられる。</p> <p>③ 相談対応件数は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。</p>	<p>県内全域を所管している島根県中小企業団体中央会の1中小企業当たり相談件数の推移を観察する等事業効果の評価方法を検討する。</p>
<p>○ 財団法人しまね産業振興財団設備資金貸付事務費補助金</p> <p>貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。</p>	
<p>○ 島根県県単中小企業設備貸与事業利子補給金</p> <p>貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。</p>	
<p>○ 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金</p> <p>貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。</p>	
<p>○ 島根県県単中小企業設備貸与事業円滑化補助金</p> <p>貸付金関係のものであるため効果測定の検証は行わない。</p>	
<p>7. 産業振興財団</p>	
<p>○ 財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金</p> <p>① ビジネスサポート事業について、貿易実務ノウハウ習得支援、海外マーケットの情報提供を行うことにより、県内企業の貿易を促進するとの目的が特定されている。また、ビジネスマッチング事業について、県内企業の新規取引の創出と既存取引の拡大を図り県産品の輸出を促進するとの目的が特定されている。</p> <p>② ビジネスサポート事業については、直接的・短期的な成果を期待することが難しいため、目的達成度を測定する尺度としてビジネスマッチング事業によるマッチング件数と取引成立件数を採用しており、上記目的及び事業の実情に照らせば、一応合理的な</p>	

<p>尺度と考えられる。</p> <p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。ただし、これに加えて金額ベースでの効果の測定も検討されたい（取引金額の実績は把握しているが、これをもとにした効果測定がなされているとはいえない。）。</p>	<p>平成19年度より、取引金額も計画的な目標設定に加えて月次で効果測定を実施している。</p>
<p>○ しまね産業振興財団管理費補助金</p>	
<p>① 産業振興財団の管理費用を補助するものであり、産業振興財団の活動を通じて、本県産業の高度化、新産業の育成及び地域の情報化を支援するとの目的が特定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として産業振興財団全体の目標値である付加価値増加額を採用している。管理費補助金が個々の事業に対して支出されるものでないこと、付加価値算定の手法が不合理といえないことに照らせば、一応合理的な尺度と考えられる。</p>	
<p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。ただし、上記尺度が産業振興財団全体の目標値としての数値であることから、これに対応する費用として、単に本補助金のみを対応させるのは費用対効果の観点で妥当といえないことに留意が必要である。</p>	<p>今後も、適切と思われる費用対効果の算定方法について検討する。</p>
<p>○ しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金</p>	
<p>(健康食品産業形成プロジェクト)</p>	
<p>① 健康博覧会への出展などを通じて県内の健康食品産業を活性化するとの目的が特定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として成約件数・初期成約金額を採用しており、合理的と判断できる。</p>	
<p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>	
<p>(経営革新に対する支援事業)</p>	
<p>① 経営改革意欲の高い県内企業に対し、産業振興財団の総合力をもって経営分析に基づく経営戦略構築および経営計画策定支援に関する各種メニューの提供を通じて県内企業の付加価値増大を図るとの目的が特定されている。</p>	
<p>② 尺度として産業振興財団の付加価値増加額を設定しているが、本事業が産業振興財団の窓口的な役割</p>	

<p>を担う総合管理的な性格を持つ事業であることを鑑みれば合理的な尺度と考えられる。</p>	
<p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。ただし、上記尺度が産業振興財団全体の目標値としての数値であることから、これに対応する費用として、単に本補助金のみを対応させるのは費用対効果の観点で妥当といえないことに留意が必要である。</p>	
<p><留意事項> 本事業の一部である「国際規格等取得支援事業」について設定されている目標については、「手段の目的化」の問題があるため、これについては①について合理的な目標値が設定されているとはいえない。</p>	<p>国際規格取得企業の増加付加価値額等、合理的な目標値の設定を検討している。</p>
<p>(販路開拓支援事業)</p>	
<p>① 県内企業の開発した製品・技術等の首都圏での販路開拓を通じ、県内産業の活性化を目指すとの目的が設定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として取引成約件数・初期成約金額を設定しており、合理的な尺度を採用している。</p>	
<p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>	
<p><留意事項> 本事業の一部である「しまねビジネスセンター運営事業」については特に目標値が設定されているわけではないため、上記②の要件を満たしているとはいえない。</p>	<p>しまねビジネスセンター運営事業については、現在の入居スペースを満室にするように努めている。 目標値として、満足度調査による「満足している利用者の割合」を設定し、高めるよう努めている。</p>
<p>(ベンチャー企業等支援事業)</p>	
<p>① 起業家に対し、事業計画の立案・達成支援、企業家間ネットワークの構築支援等を行うことにより、起業家の自立化を支援し、もって県内産業の振興を目指すという目的が特定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として、一部の事業について部分的に「事業計画達成者率」という尺度が設定されているが、金額的な視点に欠けており、また尺度設定が可能と思われる他の事業についての尺度設定が行われていない。</p>	<p>付加価値額等金額換算できる指標を追加する方向で検討する。</p>
<p>(中小企業情報化推進事業)</p>	
<p>① 企業活動を支援するための情報提供を行うとともに、企業の情報化（IT経営）を促進し、IT人材</p>	

<p>の育成等をもって県内産業の振興を目指すという目的が特定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として産業振興財団全体の目標値である付加価値増加額を採用している。総論的には理解できるが、個々の事業で別途尺度の採用・評価が可能なものもあるため、これについては別途評価すべきと考える。</p>	<p>個々の事業（セミナー開催、専門家派遣）への参加企業や派遣先企業に対して、事業内容に関する満足度調査を実施している。加えて、「専門家派遣事業」については、付加価値額の増加に関する追跡調査をできるだけ行っていくことにした。</p>
<p>（産業振興支援体制の整備）</p>	
<p>① 内部人材の教育・研修、または外部人材の確保を通じて、産業振興財団の支援能力を高め、その活動を通じて、本県産業の高度化、新産業の育成及び地域の情報化を支援するとの目的が特定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として「高満足度利用者率」を特定している。産業振興財団全体の顧客の印象を尺度として採用し、金額的な側面での尺度を採用していない点については、本事業の性格を鑑みれば合理的でないとはいえない。</p>	
<p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が合理的に測定されている。</p>	
<p>（知的財産活用啓発事業）</p>	
<p>① 知的財産に関する専門家を配置し、（社）発明協会と連携して県内企業の知的財産に関する総合的な支援活動を行い、もって本県産業の高度化、新産業の育成等を目指すとの目的が特定されている。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として「知的財産を活用して成約した件数」を特定している。成約金額での把握は現状困難との事情にも一定の理解の余地があり、本事業の性格を鑑みれば一応合理的と考える。</p>	
<p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が測定されている。</p>	
<p>（産学官連携促進事業）</p>	
<p>① 専門家の配置により、企業の意欲的な技術ニーズの発掘や大学・高専・公設試験研究機関等における研究シーズとの共同研究のコーディネートを行う活動を通じて県内産業の高度化を目的として設定している。</p>	
<p>② 目的達成度を測定する尺度として「コーディネート件数」を特定している。金額ベースの尺度は事業が基礎研究を対象としていることから困難と判断せ</p>	

<p>ざるを得ず、件数ベースの尺度の採用についても合理的と考えるほかない。</p>	
<p>③ 目標値を設定し、これと実績との比較分析を行うことにより、補助金交付による効果が測定されている。</p>	
<p>(新製品・新技術創出助成事業)</p> <p>本事業が「基礎研究」をターゲットとしており、「商品化」や「特許権」など効果として形になるまでに時間を要し、また不確定要素が多すぎるため、この補助金については、効果の測定を数量ベースで把握することも却って県民等の判断をミスリードする可能性があるかと判断した。なお、補助金交付目的が適正に設定されていることから、本事業について「公益上の必要性」の問題は生じないものとする。</p>	
<p>○ 情報通信費補助金</p> <p>企業立地課の「情報通信費補助金」を参照。</p>	